

グループ保険のご案内

(災害保障特約付団体定期保険)

ふたつの保障!

●●●●●
法人(事業主)が企業福祉の
充実(役員・従業員の保障)
としてご加入になれます。



●●●●●
従業員個人がご家族へ
の思いやりとしてご加入
になれます。



お役に立っています グループ保険
平成26年(H26.1.1~H26.12.31)保険金お支払実績
27件—5,435万5,250円



【契約概要】・【注意喚起情報】はP1~P2に記載しています。
ご加入前に必ずご確認ください。

申込締切日

平成27年9月25日(金)

責任開始期(加入日)

平成28年1月1日

市工連

公益社団 大阪市工業会連合会
法 人

〒537-0012 大阪市東成区大今里3-16-11
電 話 (06) 6981-5601
F A X (06) 6981-5602
<http://www.shikoren.jp/>

契約概要・注意喚起情報

グループ保険（災害保障特約付団体定期保険）

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険	P.4	P.4	P.3	P.7

3. 配当金

グループ保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4. 脱退による返戻金

グループ保険は、脱退（解約）による返戻金はありません。

5. 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、グループ保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

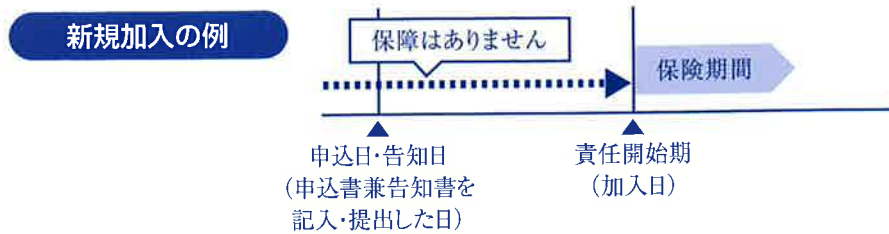
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期（加入日*）

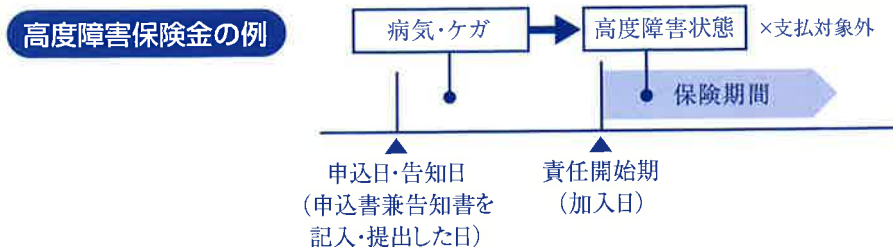
■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



■責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険（P.7）

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>）

6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先	本パンフレット記載の団体窓口
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先	明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

制度のポイント

1. 万が一（死亡・高度障害）の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
2. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金が支払われます。

保障額と掛金

	月額掛金 (概算)	保 障 額				
		申込金額	保 障 額			
		一般の死亡または 高度障害	不慮の事故による 死亡、特定感染症 による死亡	不慮の事故による 高度障害	不慮の事故による 身体障害 (程度により)	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を限度として)
	死亡・高度障害 保 険 金	死亡保険金 + 災害保険金	高度障害保険金 + 障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (給付割合表第2級~第6級)	入院給付金	
	円	万円	万円	万円	万円	1日につき 円
本 人	12,675	1,500	2,250	2,250	75~525	11,250
	11,830	1,400	2,100	2,100	70~490	10,500
	10,985	1,300	1,950	1,950	65~455	9,750
	10,140	1,200	1,800	1,800	60~420	9,000
	9,295	1,100	1,650	1,650	55~385	8,250
	8,450	1,000	1,500	1,500	50~350	7,500
	7,605	900	1,350	1,350	45~315	6,750
	6,760	800	1,200	1,200	40~280	6,000
	5,915	700	1,050	1,050	35~245	5,250
	5,070	600	900	900	30~210	4,500
人	4,225	500	750	750	25~175	3,750
	3,380	400	600	600	20~140	3,000
	2,535	300	450	450	15~105	2,250
	1,690	200	300	300	10~70	1,500
配偶者	2,535	300	450	450	15~105	2,250
	1,690	200	300	300	10~70	1,500

ご加入上の注意事項

- 配偶者だけの加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。 ●配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が出た場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

〈掛金〉 ●掛金は年齢に関係なく一律です。

- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 記載の掛金には、当グループ保険制度運営事務費(75円)が含まれております。制度運営事務費は概算であり、今後変動する可能性があります。
- 参加企業が前月25日までに事務局に納付するものとします。(第1回目は平成27年12月25日まで) 個人負担の掛金の払込方法および開始時期については各工業業会へお問い合わせください。

加入形態 〈保障額〉 年齢別の最高保障額は以下のとおりです。

年 齢	保 険 金 ラ ン ク			
	本 人		配 偶 者	
	新規加入	継続加入	新規加入	継続加入
平成28年 1月1日現在				
満15歳 } 満60歳	1,500万円まで	1,500万円まで		
満61歳 } 満65歳 } 満70歳	700万円まで 役員のみ 700万円まで	700万円まで	300万円まで	300万円まで
満71歳 } 満79歳 (役員のみ)		300万円まで		

〈継続加入の取扱い〉

- 一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で満70歳(平成28年1月1日現在)まで継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- ただし、平成28年1月1日現在満61歳以上の本人については、最高保険金が700万円となりますので、同額を超える保障額にご加入いただいている場合は700万円以下に減額いただきます。
- また、平成28年1月1日現在満71歳の本人については、継続加入いただけない(保障が終了する)ため、これまでの加入内容を印字した申込書はお届けしていません。ただし、その本人が役員の場合は300万円を限度として継続加入いただけますので、ご希望の方は新規に加入申込書をご記入のうえご提出ください。
- 被保険者を同一として、掛金を法人(事業主)負担と個人負担の両方で加入する場合であっても一人あたりの最高保険金は1500万円がわかりないため、両加入による合計保険金が1500万円を超えないよう調整のうえご加入願います。

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、1枚目を事務局宛ご提出ください。(掛金を法人負担とする場合と個人負担とする場合で、申込書が異なりますので、ご注意願います) **申込書のご提出がない場合は現在と同額継続となります。**

申 込 締 切 日

平成27年9月25日(金) 事務局必着

保 険 期 間

1年間(平成28年1月1日～平成28年12月31日)で以降毎年更新します。
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。
但し、掛金の払込みが条件となります。

加 入 資 格

市工連会員企業の役員・従業員および配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。
本 人…会員に属する企業の役員および従業員で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳以上、満65歳までの方。(継続の場合は満70歳までの方)(役員は満70歳までの方が新規加入でき、満79歳まで継続できます。)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成28年1月1日現在満15歳以上、満65歳までの方。(継続の場合は満70歳までの方)

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

〈別表〉

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

配 当 金

この制度は1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金としてお返ししますので実質掛金は軽減されます。ただし、配当金額は加入者数・支払保険金額の多寡によって異なります。
なお、個人宛配当金は、配当総額から送金手数料・システム開発費等に見込まれる一定額を控除したうえで計算します。

法人(事業主)が掛金を負担して加入する場合、以下をお読みください。

- ポイント①** 企業福祉(役員・従業員の保障)が充実します
- ポイント②** 掛金は原則損金扱いとなります
*1 (法人税基本通達9-3-5.9-3-6(2))
- ポイント③** 医師の診査はいりません(簡単な告知のみ)
- ポイント④** 1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合、配当金としてお支払いします

<グループ保険未加入企業>

費用 (必要経費)	収益
↑	↓
税金のかかる部分	税金のかかる部分

法人税とは必要経費である損金を引いた純利益にかかる税金です。したがって掛金が原則損金扱いになるグループ保険に加入すれば税負担の軽減になりますし、プラス企業福祉も充実するのです。

<グループ保険加入企業>

費用 (必要経費)	収益
↑	↓
税金のかかる部分	税金のかかる部分

税負担の軽減

+ (プラス)

グループ保険による従業員の福利厚生^{※2}の充実

従業員のヤル気が企業を
発展させます。
役員・従業員の保障が
いざという時、会社を守ります。



A企業(10名)の加入例

	保険金額	人数	月額掛金 (概算)
社 長	1,500万円	1名	12,675円
役 員	700万円	1名	5,915円
従 業 員			
(20年以上)	500万円	1名	4,225円
(10年以上)	400万円	1名	3,380円
(2年以上)	300万円	3名	7,605円
(2年未満)	200万円	3名	5,070円
合 計		10名	38,870円

*1,2 当グループ保険の掛金には、保険料以外に制度運営事務費が含まれます。

税法上の取り扱い

契 約 形 態			法人(会社・商店)が負担した掛金の会計整理		被保険者からみた掛金の取り扱い		受取人が死亡保険金を受け取った場合の取り扱い	
契約者 (掛金負担者)	被保険者	保 険 金 受 取 人	会計整理	関係法規	課税関係	関係法規	会計整理 (所得の種類)	備 考
法 人	役 員	法 人	損 金	法人税基本通達9-3-5(1)による	課税関係を生じない	所得税法基本通達36-31による	雑収入 (益金)	会社が受取保険金を死亡退職金として支出すれば、過大(役員の場合)でない限り損金となり、雑収入(益金)と相殺される。 (法人税法第36条)
法 人	使用人	法 人						本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、(相続税法第12条)
法 人	役員ならびに使用人	法 人						
法 人	役 員 (特定の使用人等含む。)	被保険者の相続人	損 金 (役員報酬)	法人税基本通達9-3-5(2)による	役員報酬 (使用人給与)	所得税法基本通達36-31による	みなし相続財産	相続税法第3条第1項第1号の適用をうける。本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、(相続税法第12条)
法 人	使用人	被保険者の相続人	損 金 (福利厚生費)	同 上	非課税扱いとなる	所得税法基本通達36-31による	みなし相続財産	相続税法基本通達3-17による。本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、(相続税法第12条)
法 人	役員ならびに使用人	被保険者の相続人	損 金 (福利厚生費)	同 上	非課税扱いとなる	所得税法基本通達36-31による	みなし相続財産	
法 人	役員・使用人の家族	役員または使用人	損 金 (福利厚生費)	同 上	非課税扱いとなる	所得税法基本通達36-31による	一時所得	本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。(所得税法第34条) ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。(復興財源確保法第9条) ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税される場合がありますのでご注意ください。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

死亡保険金受取人について

- 死亡保険金受取人を法人(事業主)とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
- 新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただきます。
- 保険金・給付金の受取人が法人(事業主)の場合、保険金・給付金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了知が必要となります。

市工連会員企業および団体の役員・従業員様は当保険にご加入いただけます。

役員・従業員個人が掛金を負担して加入する場合、以下をお読みください。

従業員様のご家族への思いやり……

もし、あなたや配偶者に万一(死亡・高度障害)の事があったら



ポイント① お手頃な掛金!

死亡保険金200万円あたりの**月額掛金(概算)は1,690円**とお手頃。
会社で**給与天引**または**集金**されるため、口座管理が不要

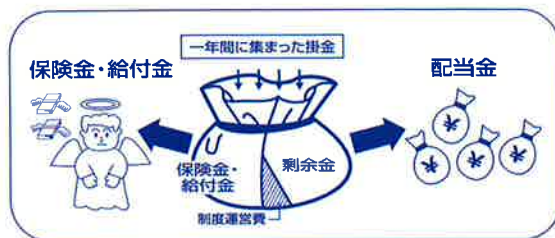
ポイント② 充実した保障!

200万円から1,500万円まで100万円刻みの**死亡・高度障害保険金**をご準備

ポイント③ 配当金還付!

1年ごとに収支計算し、**剰余金**が生じた場合、**配当金**をお支払い。

過去3年の平均配当率は29.124%



(過去3年間の配当実績)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去3年の平均
配当率	15.235 %	29.832 %	42.307 %	29.124%

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いいたします。(期間途中で脱退されますと、配当金は還付されません)
なお、上記配当率は過去の実績を表わしたものであり、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

ポイント④ 簡単な告知加入!

医師の診査は不要。簡単な告知のみでご加入



保険会社からのお願い・ご注意

〈保険金・給付金のご請求について〉

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金は、3年間で請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓・ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求を受けても保険金をお支払いいたしません。

〈個人情報に関する取扱いについて〉

〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金のお支払い

高度障害等級

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 災害保険金については、この特約の加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(※)以後に発病した特定感染症(*)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。
 障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表

部編	(2003年版)準拠]	4.3)、ベスト(A20)、ジフ<Marburg>ウイルス病(A コロナウイルスであるものに	簡 ウ
----	-------------	---	--------

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	1 上肢および下肢の用を全く永久に失ったもの 0 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 1 股に第3級の1 1 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	17 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 1 (母指) および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 0 足指の用を全く永久に失ったもの 27 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級		10%

第1級は高度障害条項(7項目)です。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

<ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約の被保険者に対応する部分が解除となった場合 	1 死亡保険金について	3 災害保険金、障害給付金、入院給付金について
	他の変乱によるとき(は削減してお支払い)	2 高度障害保険金について

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせ詳しくは、ホームページアドレス[http://www.seihohogo.jp/]をご覧ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、ご社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 三井生命保険株式会社

明治安田生命保険相互会社は他の名号

引受保険会社等は変更されることがあります。